# 東京都会計基準 改正の概要について

## 1 改正の主旨

東京都会計基準について、総務省の統一的な基準への対応を機に、企業会計の状況等を踏まえて以下の10項目を改正し、①②及び④~⑩については平成29年度決算から、③については平成30年度決算から適用する。

## 2 改正項目

## (1) 貸借対照表

## 【資産】

- <費用処理から資産計上へ>
- ●ソフトウェアの資産計上 <科目新設>
- ②出捐金の資産計上
- <資産計上額の見直し>
- **30** 年度決算から
- <科目の細分化>
- 4インフラ資産(うち有形固定資産)の分割
- ⑤「船舶等」の船舶・航空機への分割
- <新規引当>
- 6 投資損失引当金の計上 <科目新設>
- (2) 行政コスト計算書、キャッシュ・フロー計算書

【費用・収入】

<科目の細分化>

の地方消費税等の区分表示

#### (3) 財務諸表に係る注記

### 【追加情報】

<注記の追加>

⑩歳入歳出外現金の注記

#### 3 改正の効果

## 「企業会計基準への準拠と精度の向上」

- ・ 企業会計基準にさらに近付くことにより、財政運営や団体指導等のマネジメントで、より有用な会計情報を活用できるようになる。(**1367**)
- ・ 科目の細分化や注記の追加により、財務状況がより分かりやすくなる。(**469(46**
- 連結財務書類の作成が求められる中、連結修正処理が容易になる。(2)
- 計算単位の細分化により、数値の精度が高まる。(❸)



「都基準より統一的な基準の方が企業会計基準に近い」項目を解消する所要の改正

 $(1 \sim 3)$ 

## 【負債】

<引当額の見直し>

- ❸退職給与引当金の見直し